

鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項

1. 目的

鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）は、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版（以下「基本計画改訂版」という。）に基づき鞍手町（以下「発注者」という。）が実施する鞍手町立小学校統合整備事業（以下「本事業」という。）を発注するにあたり、本町の状況を十分に理解したうえで、柔軟かつ円滑に本業務を行うことができる高い技術力や豊富な経験を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものである。なお、業務内容については、鞍手町立小学校統合整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

2. 事業概要

(1) 事業名

鞍手町立小学校統合整備事業

(2) 所在地

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 2213 番地 1

(3) 事業手法

設計・施工一括発注（デザインビルド）方式

(4) 事業内容（その他詳細については、要求水準書による。）

- ① 事前調査業務（測量調査、地質調査、アスベスト含有事前調査、電波障害対策調査、土壌汚染調査等）
- ② 鞍手町立小学校統合整備事業に係る基本設計及び実施設計業務
- ③ 工事監理業務（鞍手町立統合小学校等建設、仮設校舎建設、既存小学校校舎解体、外構等）
- ④ 鞍手町立統合小学校等建設工事
- ⑤ 仮設校舎建設・解体
- ⑥ 既存小学校校舎の解体・撤去業務
- ⑦ 外構工事（駐車場整備等） ※設計は②に含むものとする

(5) 履行期間

契約の効力の発生の日（議会の議決日）から令和 10 年 3 月 31 日まで

(6) 提案上限価格

本事業に係る上限提案価格は 7,189,457 千円（消費税等を含む）とする。

なお、設計業務に係る提案額の上限は 436,200 千円（消費税等を含む）とし、施工業務に係る提案額の上限は 6,753,257 千円（消費税等を含む）とする。

(7) 計画概要

基本計画改訂版及び要求水準書の他、本事業に係る資料を参考にすること。

3. 受注候補者選考方針

本業務の受注候補者を次の審査を経て選考する。

- (1) 1次審査 参加表明書等の提出書類を審査及び評価し、参加資格を満たす者に対して、技

術提案書等の提出要請を行う。

- (2) 2次審査 技術提案書等の提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査及び評価し、最優秀者1者、優秀者1者を選考する。
- (3) その他 本プロポーザルにおいて、受注候補者の提案内容が発注者の要求水準を満たさないことが確認された場合は、契約しないものとする。また、提案者が1者の場合であっても、内容の審査を行い、選考の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合には、受注候補者として認めないものとする。

4. 参加資格要件

(1) 参加者の構成

- ① 参加者は、単独企業（建設会社）、特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- ② 参加者は、下記（2）、（3）、（4）及び（5）の参加資格を満たすものとする。
- ③ 参加者は、特定分野の業務を担当する協力会社に依頼する場合、協力会社は下記（2）の参加者の資格要件を満たす者とする。
- ④ 共同企業体での参加の場合、以下の参加要件を満たす者とし、共同企業体の結成は、自己結成とする。
 - A 施工業務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で出資比率が最大の者を代表者とする。構成員は（2）に加え、（3）、（4）、（5）のうち、該当する担当業務の参加要件を満たすこと。ただし、各業務の主担当以外の構成員については、（2）に加え、（3）①、（4）①、（5）①②の該当する担当の参加要件を適用する。
 - B 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。
 - C 代表者は、共同企業体において出資比率が51%以上であること。
 - D 共同企業体の構成員の数は2者又は3者とする。設計事務所と建設会社の出資比率は、それぞれ業務に係る金額の比率を基準とする。建設会社の構成員に係る最低出資比率は構成員が2者の場合は30%、3者の場合は20%とする。
 - E 代表者は、統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者を統括し、本事業の推進と相互調整を行うこと。
 - F 統括管理技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - ・統括管理技術者は現場代理人を兼務できるものとする。

(2) 共通する参加者の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平

成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く。)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)又は特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) 第 5 条第 1 項に規定する適用事業の事業主であって、同法第 7 条の規定による届出をしていない者又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号) 第 10 条第 1 項に規定する保険料(雇用保険に係るものに限る。)を滞納している者でないこと。
- ⑤ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号) 第 3 条第 3 項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第 48 条の規定による届出をしていない者又は同法第 155 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑥ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号) 第 6 条に規定する適用事業所の事業主又は同法第 10 条第 2 項の同意をした事業主であって、同法第 27 条の規定による届出をしていない者又は同法第 81 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑦ 直近 3 か年の財務諸表において、経常損失がなく、債務超過が発生していないこと。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑨ 参加表明書の提出時点において、鞍手町指名停止等措置要綱(平成 26 年鞍手町告示第 89 号) に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等において、これに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書の提出から選考結果の通知の日までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等において、これに準じる措置を受けた者は失格とする。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 及び鞍手町暴力団等追放推進条例(平成 21 年鞍手町条例第 15 号) に規定する暴力団並びにそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑪ 役員等(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者(暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(3) 設計業務(2.事業概要(4)①、②)を担当する参加者の資格

- ① 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 過去 10 年以内(平成 26 年 4 月 1 日以降)に、基本設計を完了し竣工した又は実施設計を完了し竣工した、延べ床面積 5,000 m²以上の国若しくは地方公共団体の学校又は平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添 2 による類型 7(教育施設)の第 1 類(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)、類型 3(運動施設)の第 1 類(体育館、武道館、スポーツジ

ム) の建築物の元請としての設計業務の実績を有すること。

なお、類型8（専門的教育・研究施設）の第1類（大学、専門学校）又は第2類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の元請としての設計実績は類似施設として扱う。

③ 設計業務に関して、次の技術者を配置できること。なお、設計業務管理技術者は各設計主任技術者を兼任してはならないものとし、各設計主任技術者は、他の設計主任技術者を兼任してはならないものとする。建築設計主任技術者・コスト管理主任技術者を除く各設計主任技術者については、協力会社を加えることができる。

A 設計業務管理技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・過去10年以内（平成26年度以降）に基本設計又は実施設計業務が完了した延べ床面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の設計に携わった実績があること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。

B 建築設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

C 構造設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・構造工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

D 電気設備設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のいずれかが、設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ・電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

E 機械設備設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のいずれかが、設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ・機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

F コスト管理主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ④ 配置を予定している設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ⑤ 主たる業務分野である建築分野の業務は再委託してはならない。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野においては、再委託先を含む主任技術者が所属する協力会社が、他の参加者の協力会社となっていないこと。
- (4) 工事監理業務（2.事業概要（4）③）を担当する参加者の資格
- ① 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 過去10年以内（平成26年4月1日以降）に、完成及び引渡し完了した延べ床面積5,000㎡以上の国若しくは地方公共団体の学校又は平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型7（教育施設）の第1類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型3（運動施設）の第1類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の元請としての工事監理業務の実績を有すること。
- なお、類型8（専門的教育・研究施設）の第1類（大学、専門学校）又は第2類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の元請としての工事監理業務の実績は類似施設として扱う。
- ③ 工事監理業務に関して次の技術者を配置できること。なお、工事監理業務管理技術者は各工事監理主任技術者を兼任してはならないものとし、各工事監理主任技術者は、他の工事監理主任技術者を兼任してはならないものとする。建築工事監理主任技術者を除く各工事監理主任技術者については、協力会社を加えることができる。
- A 工事監理業務管理技術者
- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、工事監理業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - ・設計業務管理技術者と兼務できるものとする。
- B 建築工事監理主任技術者
- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、工事監理業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- C 構造工事監理主任技術者
- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・構造設計主任技術者と兼務できるものとする。
- D 電気設備工事監理主任技術者
- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。

- ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

E 機械設備工事監理主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・機械設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

④ 配置を予定している設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

⑤ 主たる業務分野である建築分野の業務は再委託してはならない。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野においては、再委託先を含む主任技術者が所属する協力会社が、他の参加者の協力会社となっていないこと。

(5) 施工業務（2.事業概要（4）④、⑤、⑥、⑦）を担当する参加者の資格

① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

② 参加表明書提出時点において、経営事項審査による建築一式工事の総合評定値が1,650点以上であること。

③ 過去10年以内（平成26年4月1日以降）に、完成及び引き渡しを完了した延べ床面積5,000㎡以上の国若しくは地方公共団体の学校又は平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型7（教育施設）の第1類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型3（運動施設）の第1類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の元請としての施工実績を有すること。

なお、類型8（専門的教育・研究施設）の第1類（大学、専門学校）又は第2類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の元請としての施工実績は類似施設として扱う。

④ 施工業務に関して次の技術者を配置できること。

A 現場代理人

- ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級建築施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という。）又は一級建築士の資格を有するものであること。
- ・過去10年以内（平成26年4月1日以降）に完成及び引渡しが完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
- ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

B 監理技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。
- ・過去10年以内（平成26年4月1日以降）に完成及び引渡しが完了した延べ床面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。

- ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・監理技術者は現場代理人を兼務することができる。ただし、監理技術者の実績評価については、0.6の係数を乗じたものとする（小数点第二位以下切捨て）。
- ・参加者は、選定した監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。

C 施工担当者

- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、担当毎に下記表のとおり資格を有すること。
- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・施工担当者は、建築、電気設備、機械設備、土木の担当は以下の資格を有すること。なお、一級電気施工管理技士、一級管工事施工管理技士の両方の資格を有するものは、電気設備担当と機械設備担当を兼務することができるものとする。

担当	資格名称
建築	一級建築施工管理技士又は一級建築士
電気設備	一級電気施工管理技士
機械設備	一級管工事施工管理技士
土木	一級土木施工管理技士

- ⑤ 配置を予定している施工技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ① 選考委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- ③ 実施要項の規定に違反すると認められた場合
- ④ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - A 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - B 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - C 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 参加表明書提出から契約締結の日までの間に、参加資格要件を欠いた場合

5. スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとするが、状況により変更する場合がある。

	項目	期日等
①	公告（公募開始）	令和6年4月19日（金）
②	参加表明書等の受付開始	令和6年4月19日（金）
③	参加表明書等に係る質問書受付開始	令和6年4月19日（金）
④	参加表明書等に係る質問書受付終了	令和6年5月15日（水）

⑤	参加表明書等に係る質問に対する回答の公表	令和6年5月17日（金）
⑥	参加表明書等の受付終了	令和6年5月24日（金）
⑦	1次審査（客観評価） 参加表明書等審査	令和6年5月27日（月）～29日（水）
⑧	1次審査結果通知（技術提案書等提出要請）	令和6年5月30日（木）
⑨	現地説明会	令和6年6月3日（月）～7日（金）
⑩	技術提案書等に係る質問受付開始	令和6年5月30日（木）
⑪	技術提案書等に係る質問受付終了	令和6年6月11日（火）
⑫	技術提案書等に係る質問書回答（最終更新）	令和6年6月21日（金）
⑬	技術提案書等の受付開始	令和6年8月15日（木）
⑭	技術提案書等の提出期限	令和6年8月20日（火）
⑮	プレゼンテーション参加要請	令和6年8月21日（水）
⑯	2次審査（提案評価） プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年8月26日（月）
⑰	2次審査結果通知	令和6年9月4日（水）
⑱	契約締結	令和6年10月初旬（予定）

6. 手続等

(1) 問い合わせ先・提出先（事務局）

- ① 住 所 〒807-1311 福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2105 番地
- ② 担当者 鞍手町教育委員会 教育課 教育環境整備係
- ③ 電 話 0949-42-7202
- ④ F A X 0949-42-0149 【要着信確認】
- ⑤ メール gakkoukankyoutown.kurate.lg.jp 【要着信確認】

(2) 配布書類

配布書類は、鞍手町ホームページからの入手すること。なお、⑦については容量が大きい
ため、メディア媒体で貸与する。事前に事務局へメールにて連絡のうえ受領すること。また、
貸与されたメディア媒体は令和6年5月24日（金）までに事務局へ返却すること。

- ① 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項
- ② 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル様式集
- ③ 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル1次審査評価要領
- ④ 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル2次審査評価要領
- ⑤ 鞍手町立小学校統合基本計画改訂版
- ⑥ 鞍手町立小学校統合整備事業要求水準書
- ⑦ 別紙資料集

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

① 参加表明書及び添付書類等

- A (様式1-1) 参加表明書
- B (様式1-2) 秘密保持に関する誓約書
- C (様式1-3) 会社概要(代表者・構成員)
- D (様式1-4) 委任状(共同企業体)

共同企業体の場合は、共同企業体協定書(任意様式)の写し

<全参加者対象>

- E (添付書類) 鞍手町における「令和5年度 競争入札参加資格審査申請」手続きが完了していること(電子申請(競争入札参加登録)のみでは完了となりません。)を証明する書類の写し

※ 上記手続きが完了していない参加者は、次の書類を提出すること。なお、印鑑証明書、納税証明書及び商業登記簿謄本(登記事項証明書)は、参加表明書提出日より3ヶ月以内に発行されたものとする。

- ・(様式1-5) 暴力団排除に関する誓約書
- ・(様式1-6) 使用印鑑届出書
- ・(様式1-7) 委任状 ※委任先がない場合は不要
- ・印鑑証明書
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(施工業務担当者のみ)
- ・建築一式工事の特定建設業許可書の写し(施工業務担当者のみ)
- ・建築士事務所登録書の写し(設計・工事監理業務担当者のみ)
- ・所属する技術者及び有資格者名簿
- ・直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)の写し
※連結親会社は連結財務諸表、連結子会社は単体の財務諸表を使用すること。
- ・納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税[その3の3])
- ・商業登記簿謄本(登記事項証明書)

② 参加者の実績

- A (様式2-1) 設計業務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績
- B (様式2-2) 工事監理業務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績
- C (様式2-3) 施工業務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績

※各参加者の実績は、それぞれ3件までの記載とする。

③ 配置予定技術者の実績

- A (様式3-1) 配置予定設計技術者の資格及び実績
設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者、コスト管理主任技術者
- B (様式3-2) 配置予定工事監理技術者の資格
工事監理業務管理技術者、建築工事監理主任技術者、構造工事監理主任技術者、電気設備工事監理主任技術者、機械設備工事監理主任技術者
- C (様式3-3) 配置予定施工技術者の資格及び実績
現場代理人、監理技術者、施工担当者(建築、電気設備、機械設備、土木)

※実績を記載する技術者は、設計業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者とし、各技術者の実績は、それぞれ3件までの記載とする。

- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期間
令和6年4月19日(金)9時から令和6年5月24日(金)17時まで
- (4) 提出先
本要項6(1)とする。
- (5) 提出方法
持参または郵送とする。
- (6) 参加表明書等に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
 - ① 参加表明書等に関する質問は、(様式5-1)参加表明書等に関する質問書に記入のうえ、本要項6(1)⑤へ電子メールで提出すること。
 - ② 参加表明書等に関する質問書の受付期間は、令和6年4月19日(金)9時から令和6年5月15日(水)17時までとする。
 - ③ 参加表明書等に関する質問の回答は全社共通回答とし、令和6年5月17日(金)17時を最終更新日時として「鞍手町ホームページ」で公表する。
- (7) 提出書類の作成要領
 - ① 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - ② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。
 - ③ 重複して参加表明書等を提出しないこと。
 - ④ 提出書類については、提出期限が過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. 技術提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① (様式4-1) 業務計画提案書
 - ② (様式4-2) 基本計画に伴う技術提案書 テーマⅠ 子どもが通いたくなる学校
 - ③ (様式4-3) 基本計画に伴う技術提案書 テーマⅡ 施設計画
 - ④ (様式4-4) 基本計画に伴う技術提案書 テーマⅢ 事業費のマネジメント
 - ⑤ (様式4-5) 基本計画に伴う技術提案書 テーマⅣ その他の提案
 - ⑥ (様式4-6) 価格提案書(工事費)
 - ⑦ (様式4-7) 価格提案書(放課後児童クラブ工事費)
 - ⑧ (様式4-8) 価格提案書(設計・工事監理業務)
 - ⑨ (様式4-9) 価格提案内訳書(設計・工事監理業務)
- (2) 提出部数
 - ①～⑤は正1部(写し10部)、⑥～⑨は1部及び同内容の電子ファイル1部(CD-R等の記録用メディア媒体)
- (3) 提出期間

令和6年8月15日（木）9時から令和6年8月20日（火）17時まで

(4) 提出先

本要項6（1）とする。

(5) 提出方法

持参のみとする。

(6) 技術提案書等に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- ① 技術提案書等に関する質問は、(様式5-2) 技術提案書等に関する質問書に記入のうえ、本要項6（1）⑤へ電子メールで提出すること。
- ② 技術提案書等に関する質問書の受付期間は、令和6年5月30日（木）9時から令和6年6月11日（火）17時までとする。ただし、技術提案書等に重大な影響を及ぼす内容であって、発注者が特に必要と認めた質問については、受付期間終了後であっても受け付ける場合がある。
- ③ 技術提案書等に関する質問の回答は全社共通回答とし、令和6年6月21日（金）17時を最終更新日時として「鞍手町ホームページ」で公表する。受付期間終了後に受け付けた質問の回答は、準備ができ次第「鞍手町ホームページ」で公表する。

(7) 提出書類の作成要領

① (様式4-1) 業務提案書 (A3片面・横 1枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。

- A 本業務の実施方針
- B 基本設計から施工までを含めた業務の実施体制
- C 要求水準を確保するための取り組み方

② (様式4-2) 基本計画に伴う技術提案書 テーマⅠ 子どもが通いたくなる学校 (A3片面・横 2枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。

- A 子どもの学習意欲や好奇心を掻き立てる校舎
- B 居心地の良さ、ぬくもりを感じられる学校

③ (様式4-3) 基本計画に伴う技術提案書 テーマⅡ 配置計画 (A3片面・横 2枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。

- A 建設計画・配置計画
- B 安全確保

④ (様式4-4) 基本計画に伴う技術提案書 テーマⅢ 事業費のマネジメント (A3片面・横 1枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。

- A 建設工事費上昇への対策
- B 全体事業費のコントロール方策

⑤ (様式4-5) 基本計画に伴う技術提案書 テーマⅣ その他の提案 (A3片面・横 1枚以内)

- A 環境対策
- B 地域貢献

- ⑥ (様式4-6) 価格提案書(工事費)(A4片面・縦1枚以内)
 - A 消費税(地方消費税を含む)は、10%で計算すること。
 - B 価格調整などの一括値引き(出精値引き)はしないこと。
 - C 要求水準書の内容を承知したうえで、本業務を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上必要とされる内容を想定し、内訳書に反映すること。
 - D 技術提案内容については、全て見積もりに反映させること。
 - ⑦ (様式4-7) 価格提案書(放課後児童クラブ工事費)(A4片面・縦1枚以内)
 - A 消費税(地方消費税を含む)は、10%で計算すること。
 - B 価格調整などの一括値引き(出精値引き)はしないこと。
 - C 要求水準書の内容を承知したうえで、本業務(施工業務を除く)を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上必要とされる内容を想定し、内訳書に反映すること。
 - D 技術提案内容については、全て見積もりに反映させること。
 - ⑧ (様式4-8) 価格提案書(設計・工事監理業務)(A4片面・縦1枚以内)
 - A 消費税(地方消費税を含む)は、10%で計算すること。
 - B 価格調整などの一括値引き(出精値引き)はしないこと。
 - C 要求水準書の内容を承知したうえで、本業務を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上必要とされる内容を想定し、内訳書に反映すること。
 - D 技術提案内容については、全て見積もりに反映させること。
 - ⑨ (様式4-9) 価格提案内訳書(A4片面・縦1枚以内)
 - A 消費税(地方消費税を含む)は、10%で計算すること。
 - B 価格調整などの一括値引き(出精値引き)はしないこと。
 - C 要求水準書の内容を承知したうえで、本業務を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上必要とされる内容を想定し、内訳書に反映すること。
 - D 技術提案内容については、全て見積もりに反映させること。
- (8) 提出書類の記入上の留意事項
- ① 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。
 - ② 様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線、段組等を編集し、作成すること。
 - ③ 技術提案については、審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けること。

9. 現地説明会の開催

- (1) 現地説明会の案内は、(通知1) 技術提案書等提出要請書で通知する。なお、現地説明会の対象施設は、剣南小学校、鞍手町文化体育総合施設及び鞍手町学校給食共同調理場とする。
- (2) 現地説明会は、令和6年6月3日(月)～7日(金)の期間とし、1次審査通過者ごとに日時を割り振るものとする。なお、出席は自由とする。
- (3) 現地説明の際は、学校関係者及び通行人等に迷惑が掛らないように十分注意すること。なお、現地説明会以外の日における町内小学校及び中学校の敷地内への入場は認めない。

10. 参加辞退届の提出

参加表明書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおり書類を提出すること。なお、提出した書類は返却しない。

- (1) 提出書類
 (様式6-1) 参加辞退届に辞退理由を記入し、押印のうえ提出すること。
- (2) 提出先
 本要項6(1)とする。
- (3) 提出方法
 持参のみとする。

11. 受注候補者の選考

- (1) 選考委員会
 受注候補者の選考に係る審査については、1次審査(客観評価)は事務局で行い、2次審査(提案評価)は鞍手町立小学校等建設設計・施工候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)で行う。
- (2) 評価基準
 - ① 1次審査(客観評価)の評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	配点
参加者の財政状況	売上高経常利益率	5点
	流動比率	5点
	自己資本比率	5点
	決算状況(経常利益)	5点
	利益剰余金	10点
参加者の実績	設計業務	15点
	工事監理業務	15点
	施工業務	15点
配置予定技術者の実績	設計業務管理技術者	15点
	現場代理人	15点
	監理技術者	15点
合計点		120点

- ② 2次審査(提案評価)の評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	配点
業務の実施方針	妥当性・的確性・独創性・実現性	120点
テーマⅠ 子どもが通いたくなる学校	テーマの理解度 テーマに対する提案の的確性、実現性、独創性	144点
テーマⅡ 施設計画		144点
テーマⅢ 事業費のマネジメント		96点
テーマⅣ その他の提案		96点
合計点		600点

- (3) 評価要領
- ① 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル1次審査評価要領
 - ② 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル2次審査評価要領
- (4) 1次審査の実施及び技術提案書提出要請の通知
- 1次審査は本要項11(3)①に基づき審査及び評価し、令和6年5月30日(木)17時までに提案者に対し電子メールにて通知するとともに、後日文書でも通知する。
- その際、一次審査通過者には、技術提案書提出要請を通知する。
- (5) プレゼンテーション参加要請の通知
- 提出された技術提案書等資料を確認の後、令和6年8月21日(水)を目途に、提案者に対してプレゼンテーション参加要請を電子メールにて通知する。
- (6) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施
- 選考委員会において、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を実施し、本要項11(3)②に基づき総合的に審査及び評価したうえで、最優秀者1者と優秀者1者を選考する。
- なお、選考委員会の会議は非公開とし、選考結果についての異議申立ては認めない。
- ① プレゼンテーション等の日時
令和6年8月26日(月)を予定する。
 - ② プレゼンテーション等の出席者
当該業務に予定する統括管理技術者を含む5名以内とし、原則として代理人の出席及び事前に申請された者以外の出席は認めない。
 - ③ プレゼンテーション等の実施時間
プレゼンテーション40分以内、ヒアリング30分程度とする。
 - ④ プレゼンテーション
 - A プレゼンテーションは、提出した技術提案書の拡大パネル(A1判)やパワーポイント等によるスライドを使用すること。
 - B プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとす
 - C 説明に際してはPCを使用することができる。プロジェクター及びスクリーンは発注者が用意する。
 - D 模型及び動画を利用したプレゼンテーションは不可とする。
 - E 審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けること。
- ⑤ ヒアリング
ヒアリングは、プレゼンテーション内容、技術提案書等に関するものの他、業務全般に関する総合的な質疑を行う。
- ⑥ 審査結果の通知及び公表
審査結果は、令和6年9月4日(水)17時までに提案者に対し電子メールにて通知するとともに、後日文書でも通知する。
また、審査結果は鞍手町ホームページで公表する。

12. 契約方法等

(1) 契約の締結

発注者は、最優秀者へ第一位優先交渉権を与え、契約の交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり契約が不調となった場合には、優秀者を契約交渉の相手方とする。

なお、本事業の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和30年鞍手町条例第21号）第3条の規定に基づき、仮契約後に鞍手町議会に請負契約締結の議案を提出し、議決により本契約として成立するものとする。

(2) 支払条件

本業務は、令和6年度から令和9年度までの継続業務であり、契約に係る費用の支払い条件は、発注者と受注候補者とで受注候補者から提出された業務工程計画をもとに確認・協議のうえ決定する。

13. その他

(1) 本業務において使用する言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。

(2) 参加表明書等の提案は1提案者につき1案とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

② 本要項で指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

⑤ 許容された表現方法以外の方法が用いられている場合。

⑥ 虚偽の内容が記載されている場合。

⑦ (様式4-1)業務提案書から(様式4-5)基本計画に伴う技術提案書 テーマⅣ その他の提案までの記述で、社名や商標等の提案者を認識できるものが表示されている場合。

⑧ 本プロポーザルに関して、本要項に定める以外の方法により、選考委員会の委員、発注者に所属する職員に接触し、公正な審査を妨げる行為をした場合。

⑨ 本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた場合。

⑩ 別途通知するプレゼンテーション及びヒアリングの時間に遅れた場合又は出席しなかった場合。

⑪ 複数の参加表明書等及び技術提案書等を提出した場合。

⑫ その他、選考委員会が不適格と認める場合。

(4) 提出期限までに参加表明書等を提出しなかった者は、技術提案書等を提出することはできない。また、提出期限までに技術提案書等を提出しなかった者は、その後の提出を受け付けない。

(5) 提出された技術提案書等の知的所有権は提案者に帰属するものとする。

(6) 提出された書類及び電子データ（以下「提出された書類等」という。）は返却しない。

(7) 提出された書類等は、審査及び本件に関連する会議での報告で必要な範囲において複製できるものとし、返却しない。

(8) 提出された書類等は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

- (9) 提出された書類等は、審査及び本件に関連する会議等での報告以外の目的で無断使用しない。
- (10) 参加者は、本要項に定める諸条件に同意したうえで提案すること。
- (11) 提案にあたり、他の文献を引用した際は、出典を明示すること。

以上